令和２年度(2020)

通　常　総　会

日時　令和２年５月24日（日）11：00～

場所　鯖江市環境教育支援センター(エコネットさばえ)会議室

（認定ＮＰＯ法人）

特定非営利活動法人エコプラザさばえ

鯖江市中野町73-11 鯖江市環境教育支援センター内

TEL.0778-52-0050　　FAX.0778-52-0909

令和２年度

（特）エコプラザさばえ　通常総会　次第

日時：令和２年５月24日（日）11：00～

場所：鯖江市環境教育支援センター（エコネットさばえ）

１．開会宣言

２．理事長挨拶　　理事長　　岸本　直樹

３．資料の確認

４．議長の選出

５．議　　事

（１）議事録作成人並びに署名人の指名

（２）定足数の確認（定款第27条 会員の２分の１以上の出席者数）

（３）前回議事録の承認（参照　Ｐ22）

（４）審　議　事　項

①議案第１号　令和元年度(2019) 事業報告(案)　・・・P1～4

②議案第２号　令和元年度(2019)特定非営利活動に係る事業会計活動計算書(決算)(案)　・・P5～10

③議案第３号　令和２年度(2020)　役員の改選（案）　・・・P11～12

④議案第４号　令和２年度(2020)　事業計画(案)　・・・P13～16

⑤議案第５号　令和２年度(2020)　特定非営利活動に係る事業会計活動計算書(予算)(案)　・・・P17～19

⑥議案第６号　　その他

６．議長降壇

７．報告事項

８．一般質問

９．監事講評

10．閉会宣言

議案第１号

令和元年度(2019) 事業報告（案）

特定非営利活動法人エコプラザさばえ　定款第 23 条(5)の規定により、令和元年度(2019) 事業について報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 24 日

特定非営利活動法人エコプラザさばえ
理事長　　岸　本　直　樹

2019年度(令和元年)　(特)エコプラザさばえ　実施事業一覧

分　類	項　目	備　考
①環境に関する普及･啓発事業	キッズエコラボ	4/20､5/25､8/24､11/16､1/11
	おもちゃ病院	毎月第1･3土、第3日曜日
	リユースプラレール	ﾏﾙSABA､すくすく会他
	どんぐりからの森づくり	植樹、日常管理
	生ごみリサイクル	オープンデー
	他団体支援事業	早稲田ﾛﾄﾞﾘｹﾞｽ他
	ＳＤＧs普及啓発事業	商工会議所青年部他
	その他環境啓発事業	8/11あゆのつかみどり
②環境に関する受託事業	環境フェアの開催	6/16
	こどもエコクラブ活動交流会の開催	2/8
	かんきょう市民大学・井戸端会議・企業セミナー等の開催	SDGsｶｰﾄﾞｹﾞｰﾑ､こどもとおとなが共に育つ森のようちえん他
	環境学習の企画実施	110回
	親子リサイクルバスツアーの開催	7/22･7/26
	館内企画展示	随時
	環境まちづくり委員会各会議の開催	WG、委嘱式12/19
	環境アドバイザーの派遣	3回
	エコネットさばえ通信の発行	夏号･冬号
	センターに付随したビオトープの整備	環境体験､維持管理随時
	越の郷地球環境会議の開催・活動支援	苗づくり支援、圃場整備、植樹祭
	広報活動およびHPの管理・更新	随時更新
	３Ｒごみ減量化の推進	ﾀﾞﾝﾎﾞｰﾙｺﾝﾎﾟｽﾄ、おもちゃ病院
	植樹祭の実施	殿上山10/27、市内小学校
	環境リーダー養成講座の実施	12/15SDGsd地方創生ｶｰﾄﾞｹﾞｰﾑ体験会
	魅力ある企画事業運営	ｵｰﾌﾟﾝﾃﾞｰ11回
	サケ放流会の開催	3/8石田橋左岸付近(中止)
	エコネットさばえ開館業務	開館日数295･来館者数12,515
	エコネットさばえ建物管理業務	通年
	施設管理（エコネットさばえ夜間管理）	通年
	廃棄物分別およびごみ減量化・資源化市民啓発事業	説明会、施設見学
	グリーンカーテン普及促進事業、さばＥＣＯストップ温暖化ﾁｬﾚﾝｼﾞ事業	説明会各11回
	環境活動表彰事業、まち美化活動表彰事業	環境まちづくり大賞募集
	実のなる公園植樹祭事業	小学校植樹
	環境啓発事業実施業務	環境レポート･広報等
	ダンボールコンポスト普及啓発事業	17回　152名
③不用品・古物等のリユース推進に関する事業		
④再生可能エネルギーを利用した発電事業		進行中
エコプラザ運営事業	総会	5/26
	理事会	6回
	事務局会議・運営会議	毎月1回
	報告書作成（エコプラザさばえの活動報告、各委託契約の報告）	
	報告書作成（指定管理・補助事業の実績報告）	
	経理（契約、金銭出納、財務管理）	通年
	事務（諸連絡）	通年
他団体との連携対応	鯖江市､鯖江市教育委員会､鯖江市環境まちづくり委員会､鯖江市一般廃棄物協会	
	越の郷地球環境会議､福井県環境政策課･循環社会推進課､環境ふくい推進協議会、	
	福井県地球温暖化防止活動推進センター､(特)エコプランふくい､(特)かわだ夢グリーン	
	鯖江生ごみリサイクル市民ネットワーク､(認特)さばえNPOサポート､かわだ自然に親しむ会、	
	鯖江市男女共同参画ネットワーク､市民協働推進会議､連合福井丹南地域協議会､鯖江市小中学校校長会	
	鯖江市連合女性会､福井工業高等専門学校､(一社)PARK､早稲田大学環境ﾛﾄﾞﾘｹﾞｽ	
	グリーンネット東陽､日野川漁業協同組合､(一社)ゆるパブリック､マルSABA､河和田アートキャンプ	

令和元年度(2019)（特)エコプラザさばえ　会議一覧

月	日	会　議　名	時　　間	場　　所
4月	9日(火)	４月運営会議	19:30～21:30	エコネットさばえ
	20日(土)	キッズエコラボ会議	16:30～17:30	エコネットさばえ
5月	16日(木)	５月運営会議	19:30～21:30	エコネットさばえ
	21日(火)	第１回理事会	19:30～21:30	エコネットさばえ
	25日(土)	キッズエコラボ会議	16:30～17:30	エコネットさばえ
	26日(日)	通常総会	11:00～12:00	エコネットさばえ
7月	11日(木)	７月運営会議	19:30～21:30	エコネットさばえ
	18日(木)	第２回理事会	19:30～21:30	エコネットさばえ
8月	5日(月)	キッズエコラボ会議	19:30～21:30	エコネットさばえ
	24日(土)	キッズエコラボ会議	16:30～17:30	エコネットさばえ
9月	12日(木)	９月運営会議	19:30～21:30	エコネットさばえ
	19日(木)	第３回理事会	19:30～21:30	エコネットさばえ
11月	16日(土)	キッズエコラボ会議	16:30～17:30	エコネットさばえ
	14日(木)	第４回理事会	19:30～21:30	エコネットさばえ
1月	11日(土)	キッズエコラボ会議	16:30～17:30	エコネットさばえ
	16日(木)	第５回理事会	19:00～21:30	エコネットさばえ
3月	13日(金)	３月運営会議	19:30～21:30	エコネットさばえ
	19日(木)	第６回理事会　中止	19:30～21:30	エコネットさばえ

議案第２号

令和元年度(2019)　特定非営利活動に係る
事業会計活動計算書(決算)（案）

特定非営利活動法人エコプラザさばえ　定款第 23 条(5)の規定により、令和元年度(2019)特定非営利活動に係る事業会計活動計算を報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 24 日

特定非営利活動法人エコプラザさばえ
理事長　　岸　本　直　樹

活　動　計　算　書

［税込］（単位：円）

特定非営利活動法人エコプラザさばえ　　自 平成31年(2019) 4月 1日　至 令和2年(2020) 3月31日

【経常収益】			
【受取会費】			
正会員受取会費	73,200		
賛助会員受取会費	10,800		
受取入会金	900	84,900	
【受取寄付金】			
受取寄付金		1,584,597	
【事業収益】			
指定管理料	24,808,000		
委託費	4,359,500		
その他事業収益	1,610,576	30,778,076	
【その他収益】			
受取　利息	52		
雑　収　益	434,516	434,568	
経常収益　計			32,882,141
【経常費用】			
【事業費】			
（人件費）			
給料　手当	11,516,318		
賃金	678,759		
通　勤　費	122,400		
福利厚生費	2,268,519		
人件費計	14,585,996		
（その他経費）			
業務委託費	3,819,907		
諸謝金	509,136		
印刷製本費	1,393,962		
食糧費	53,615		
旅費交通費	1,184,396		
車両費	203,582		
通信運搬費	437,108		
燃料費	273,190		
消耗品費	3,317,751		
修繕費	395,309		
水道光熱費	1,159,218		
地代家賃	15,000		
賃借料	377,084		
広告宣伝費	105,377		
新聞図書費	87,063		
保険料	426,570		
諸会費	81,940		
租税公課	1,347,843		
研修費	172,290		
支払手数料	243,102		
寄付金	13,196		
雑　費	590,869		
備品購入費	53,928		
その他経費計	16,261,436		
事業費　計		30,847,432	

活　動　計　算　書

［税込］（単位：円）

特定非営利活動法人エコプラザさばえ　　自 平成31年(2019) 4月 1日　至 令和2年(2020) 3月31日

【管理費】			
（人件費）			
賃　　金（管）	957,440		
役員　報酬（管）	600,000		
人件費計	1,557,440		
（その他経費）			
印刷製本費（管）	89,800		
旅費交通費（管）	1,500		
通信運搬費（管）	18,667		
消耗品　費（管）	108,775		
修　繕　費（管）	176,258		
賃　借　料（管）	43,890		
広告宣伝費（管）	32,000		
諸　会　費（管）	3,000		
租税公課(管)	54,907		
支払手数料（管）	3,124		
雑　費（管）	1,620		
その他経費計	533,541		
管理費　計		2,090,981	
経常費用　計			32,938,413
当期経常増減額			△ 56,272
【経常外収益】			
経常外収益　計			0
【経常外費用】			
経常外費用　計			0
税引前当期正味財産増減額			△ 56,272
法人税、住民税及び事業税			80,004
当期正味財産増減額			△ 136,276
前期繰越正味財産額			3,047,208
次期繰越正味財産額			2,910,932

事業別損益の状況　　【税込】(単位:円)
特定非営利活動法人エコプラザさばえ　　平成31年4月1日～令和2年3月31日

科　　目	特定非営利活動に係る事業						合　計
	①環境に関する普及･啓発事業	②環境に関する受託事業	③不用品･古物等のリユース推進に関する事業	④再生可能エネルギーを利用した発電事業	①～④事業部門費計	管理費	
【経常収益】							
【受取会費】							
正会員受取会費	0	0	0	0	0	73,200	73,200
賛助会員受取会費	0	0	0	0	0	10,800	10,800
受取入会金	0	0	0	0	0	900	900
受取会費　計	0	0	0	0	0	84,900	84,900
【受取寄付金】							
受取寄付金	1,584,597	0	0	0	1,584,597	0	1,584,597
受取寄付金　計	1,584,597	0	0	0	1,584,597	0	1,584,597
【事業収益】							
指定管理料	0	24,808,000			24,808,000	0	24,808,000
委託費	0	3,189,500			3,189,500	1,170,000	4,359,500
その他事業収益	1,400,268	210,308			1,610,576	0	1,610,576
事業収益　計	1,400,268	28,207,808			29,608,076	1,170,000	30,778,076
【その他収益】							
受取　利息	16	33	0	0	49	3	52
雑　収　益		407,116	0	0	407,116	27,400	434,516
その他収益　計	16	407,149	0	0	407,165	27,403	434,568
経常収益　計	2,984,881	28,614,957	0	0	31,599,838	1,282,303	32,882,141
【経常費用】							
【事業費】							
(人件費)							
給料　手当	261,928	11,254,390	0	0	11,516,318	0	11,516,318
賃金	0	678,759	0	0	678,759	957,440	1,636,199
役員　報酬	0	0	0	0	0	600,000	600,000
通　勤　費	0	122,400	0	0	122,400	0	122,400
福利厚生費	40,152	2,228,367	0	0	2,268,519	0	2,268,519
人件費計	302,080	14,283,916	0	0	14,585,996	1,557,440	16,143,436
(その他経費)							
業務委託費	760,800	3,059,107	0	0	3,819,907	0	3,819,907
諸謝金	134,000	375,136	0	0	509,136	0	509,136
印刷製本費	0	1,393,962	0	0	1,393,962	89,800	1,483,762
食糧費	24,375	29,240	0	0	53,615	0	53,615
旅費交通費	62,510	1,121,886	0	0	1,184,396	1,500	1,185,896
車両費	0	203,582	0	0	203,582	0	203,582
通信運搬費	20,999	416,109	0	0	437,108	18,667	455,775
燃料費	2,860	270,330	0	0	273,190	0	273,190
消耗品費	428,122	2,889,629	0	0	3,317,751	108,775	3,426,526
修繕費	0	395,309	0	0	395,309	176,258	571,567
水道光熱費	0	1,159,218	0	0	1,159,218	0	1,159,218
地代家賃	0	15,000	0	0	15,000	0	15,000
賃借料	6,500	370,584	0	0	377,084	43,890	420,974
広告宣伝費	0	105,377	0	0	105,377	32,000	137,377
新聞図書費	0	87,063	0	0	87,063	0	87,063
保険料	0	426,570	0	0	426,570	0	426,570
諸会費	44,000	37,940	0	0	81,940	3,000	84,940
租税公課	57,616	1,290,227	0	0	1,347,843	54,907	1,402,750
研修費	168,670	3,620	0	0	172,290	0	172,290
支払手数料	38,736	204,366	0	0	243,102	3,124	246,226
寄付金	13,196		0	0	13,196		13,196
雑　費	0	340,869	0	250,000	590,869	1,620	592,489
備品購入費	0	53,928	0	0	53,928	0	53,928
その他経費計	1,762,384	14,249,052	0	250,000	16,261,436	533,541	16,794,977
経常費用　計	2,064,464	28,532,968	0	250,000	30,847,432	2,090,981	32,938,413
当期経常増減額	920,417	81,989	0	−250,000	752,406	−808,678	−56,272

貸　借　対　照　表

特定非営利活動法人エコプラザさばえ　　［税込］（単位：円）
全事業所　　令和2年(2020) 3月31日 現在

資産の部		負債・正味財産の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		未払金	1,476,479
現金	85,924	預り金	120,217
普通預金	4,567,602	未払法人税等	80,000
現金・預金 計	4,653,526	未払消費税	734,200
(売上債権)		流動負債 計	2,410,896
未収金	246,273	負債合計	2,410,896
売上債権 計	246,273	正味財産の部	
(その他流動資産)		【正味財産】	
仮払金	401,589	前期繰越正味財産額	3,047,208
前払金	20,440	当期正味財産増減額	△ 136,276
その他流動資産 計	422,029	正味財産 計	2,910,932
流動資産合計	5,321,828	正味財産合計	2,910,932
資産合計	5,321,828	負債及び正味財産合計	5,321,828

財　産　目　録

特定非営利活動法人エコプラザさばえ　　［税込］（単位：円）
全事業所　　令和2年(2020) 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】			
(現金・預金)			
現金	85,924		
普通預金	4,567,602		
福井銀行	(2,140,144)		
ゆうちょ銀行	(35,321)		
ＪＡ木づかい	(193,175)		
ＪＡバンク	(2,198,962)		
現金・預金 計	4,653,526		
(売上債権)			
未収金	246,273		
売上債権 計	246,273		
(その他流動資産)			
仮払金	401,589		
前払金	20,440		
その他流動資産 計	422,029		
流動資産合計		5,321,828	
資産の部 合計			5,321,828

《負債の部》

【流動負債】			
未払金	1,476,479		
預り金	120,217		
未払法人税等	80,000		
未払消費税	734,200		
流動負債 計		2,410,896	
負債の部 合計			2,410,896
正味財産			2,910,932

監　査　報　告　書

令和元年度(2019)特定非営利活動に係る活動報告
令和元年度(2019)特定非営利活動に係る事業会計活動計算書報告

1.　監査の概要

令和２年(2020)４月24日、鯖江市環境教育支援センターにおいて、令和元年度(2019)特定非営利活動に係る事業会計収支計算書（決算）の執行状況および業務の執行状況について、関係書類の提出と担当職員の説明を聴取する等により、慎重に実施した。

2.　監査結果

特定非営利活動法人エコプラザさばえ令和元年度(2019)特定非営利活動に係る事業会計活動計算書類は、ＮＰＯ法人会計基準に準拠しており、収支の状況、財産状況および関係諸帳簿等が適正に処理されていることを認める。

なお、業務の執行に関する事項についても適正に事務処理がなされていることを認める。

令和２年(2020)４月 24 日

特定非営利活動法人エコプラザさばえ
理事長　　岸　本　直　樹　　殿

監　事　　夏 梅 建

監　事　　林　暁

議案第３号

令和２年度(2020)　役員改選（案）

特定非営利活動法人エコプラザさばえ　の役員について、定款第 23 条（6）の規定により、令和２年度(2020）役員改選について、承認を求める。

令和２年５月２４日

特定非営利活動法人エコプラザさばえ
役員選考委員長　　藤田　久子

令和２年度　役員(理事・監事) 案

（任期　令和２年４月１日～令和４年３月３１日）

役　職	氏　名	備　考
理　事	石本　豊昭	留　任
理　事	岡田　秀雄	留　任
理　事	岸本　直樹	留　任
理　事	川上　広志	新　任
理　事	後藤　　肇	留　任
理　事	清水　　堅	留　任
理　事	園　　昇	留　任
理　事	田辺久美子	留　任
理　事	辻子　裕二	留　任
理　事	友永美千代	留　任
理　事	二木佐緒里	留　任
理　事	野口　真生	留　任
理　事	畑中　雅博	留　任
理　事	藤田　久子	留　任
監　事	夏梅　建一	留　任
監　事	林　　暁	留　任

議案第４号

令和２年度(2020) 事業計画（案）

特定非営利活動法人エコプラザさばえ　定款第 23 条(4)の規定により、令和２年度(2020) 事業計画について、承認を求める。

令和２年５月 24 日

特定非営利活動法人エコプラザさばえ
理事長　　岸　本　直　樹

令和２年度活動方針

特定非営利活動法人　エコプラザさばえ
理事長　岸本直樹

■令和時代の課題

令和の時代を迎え、新しく天皇が即位され次にオリンピック開催へと、私たちは多少の問題や不安を抱えながらも、きっと明るく希望に満ちた時代がやってくることを信じていた。しかし今、だれも遭遇したことのない、また想像さえしなかったことが目の前の現実として起きている。コロナウイルス・パンデミックが襲っている。大きな恐怖とこの先の生活への不安が、みんなを苦しめ、今や疲弊し始めている。

多くの活動は自粛を要請され、外出の制限や三密の回避しなければならない中で、今エコプラザはいったい何ができるだろうか、何をしなければならないのだろうか。

今ここに、この非常事態を様々な視点から見て、本質的な問題は何なのかを考えることで、私たちに必要なことが見えてくるのではないだろうか。

地球レベルでの人の交流や物流が、私たちに暮らしの豊かさをもたらしているが、その裏側ではいかに大きなリスクを抱えているか。

地球環境問題は、コロナウイルスなどの人や家畜を襲う伝染病と深く関わっており、その頻度を高め、そしてその規模を世界的な蔓延にまで拡大しているのではないか。

地震や異常気象等に対する備えはある程度とられてきたが、感染症に対する備えはこれからどうしていくのか。

ソーシャルディスタンス、テレワークなどの三密回避を取り入れたライフスタイルに対して私たちはどう向き合うか。

その中でエコプラザの果たす役割とはなにか。

こんな時こそ、静かにそして深く、視点を変えながら、これまでの振り返りと未来の姿を考えることは、今の時代を生きる私たちの使命ではないだろうか。

■運営方針

これまでのような積極的な行動・活動の展開は出来ない。しかしその中でできることを考えて実行していく。そのために以下に運営方針を掲げる。

１．会員・職員のコロナウイルス感染からの回避・防御をする。

２．非常事態宣言の要請事項に反しない範囲で活動する。

３．環境と防災、感染症をSDGsの視点でとらえる。

■事業方針

上記の運営方針のもと、以下の事業を中心に行う。

1．テレワーク、ソーシャルディスタンスなどの三密回避を取り入れた活動
2．休校中の子供たちの支援策の検討
3．感染・防災・環境対策を融合した活動の検討

※これからのエコプラザは何をする？どう歩む？

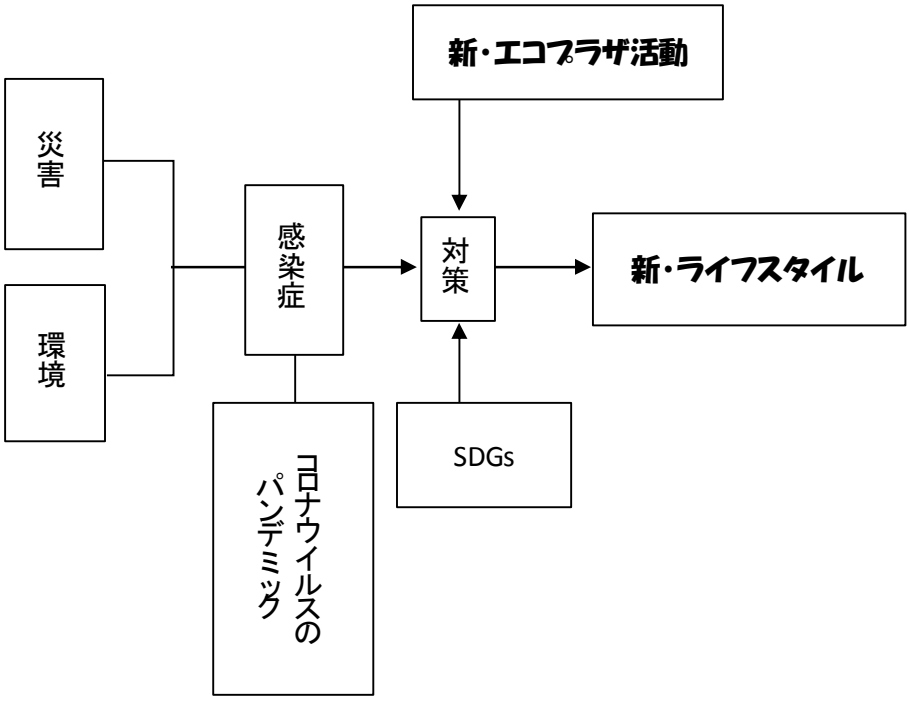

令和2年度 エコプラザさばえ活動計画(案)

		No	事業名	事業概略	回数頻度
①環境に関する普及啓発事業		1	キッズエコラボプロジェクト事業	こどもが、自然や様々な環境(エコ)を通して自分たちで考え・行動する力を養う事が出来る場所(ラボ)をエコプラザを中心に活動する大人たちと一緒に作り、活動する事で、ここでしか出来ない体験や出会い成長をつくる。	通年
		2	おもちゃの病院事業	おもちゃを修理して使うことにより、「物を大切に」「リユース」の思想普及を図る。	通年
		3	リユースプラレール事業	家庭で使わなくなったプラレールを収集し、イベント等で使用することにより、 子どもたちにリユースする心の醸成を図る。	通年
		4	どんぐりからの森づくり事業	育苗から植樹・森づくり活動を通して、CO_2削減、地球温暖化防止を啓発する。	通念
		5	生ごみリサイクル事業	生ごみを各種方法によりたい肥化することにより、ごみの減量化・資源として再利用を図る。	通年
		6	他団体支援事業	各種団体・グループの環境活動を支援し、さらなる広がりを促す。	通年
		7	ＳＤＧｓ普及啓発事業	持続可能な地域づくりを目指すSDGs・クールチョイスを地域に普及し、さらに理解を深める。	通年
		8	その他環境啓発事業	その他随時、発案された事業を実現できるよう検討・実施。	通年
②環境に関する受託事業	指定管理事業	1	環境フェアの開催	環境基本計画を推進するため、広く市民等への啓発を行い、個人レベルでの環境保全・改善活動を促しながら、環境都市を目指す。	1回
		2	こどもエコクラブ活動交流会の開催	子ども達が一年を通して、主体的に行なってきた環境学習および環境保全に関する活動を発表する機会を提供する。また、環境活動を行う子どもや大人との交流の場を設けることにより、今後の環境学習意欲の向上と環境保全活動の裾野を広げる。	1回
		3	かんきょう市民大学・井戸端会議・企業セミナー等の開催	環境基本計画推進のため、環境に関する知識・意識を高め、環境に配慮した行動ができる市民を広く育成する。	随時
		4	環境学習の企画実施	小中学生・市民に様々な体験(森づくり・ビオトープ他等)・学習会を通して環境を身近に感じ更なる取組みを促す。	10回以上
		5	親子リサイクルバスツアーの開催	リサイクル施設見学を通し、親子で学べる環境教育の場を企画し、環境を担う人材づくりを目指す。	1回
		6	館内企画展示	館内展示により様々な環境問題ジャンルの情報を来館者に伝え啓発を図る。	随時
		7	環境まちづくり委員会各会議の開催	環境まちづくり委員会・ワーキンググループ(WG)の運営をサポートし環境基本計画を推進する。	随時
		8	環境アドバイザーの派遣	環境問題のあらゆるジャンルのアドバイザー(講師)を紹介し学校、市内団体等の派遣依頼に応える。	随時
		9	エコネットさばえ通信の発行	センター事業や環境啓発を市民に周知するための機関紙を発行することにより広く市民に啓発を図る。	2回
		10	センターに付随したビオトープの整備	ビオトープの維持・管理を通し、自然環境保護の重要性を学習する環境体験を実施	随時
		11	越の郷地球環境会議の開催と活動支援	地球温暖化防止のための地域協議会である地球環境会議の事業支援	随時
		12	広報活動およびＨＰの管理・更新	ホームページを開設管理し、活動情報等を紹介するとともに環境啓発ならびにイベント参加を促す。	通年
		13	３Ｒ推進講座の実施	循環型社会を構築するため、ごみの排出抑制、再利用、再生利用、およびごみ減量化を推進する。	随時
		14	市民と企業による森づくり支援	市内の小学校児童および市民参加による植樹祭を開催することにより、地球温暖化防止の為の植樹の意義を啓発する。	1回
		15	環境リーダー養成講座の開催	環境教育指導の手法を学び、環境に関するスキルアップに資する講座を開催し、地域職場等における環境リーダーを養成する。	1回
		16	魅力ある企画事業運営	環境基本計画にもとづく「人と生き物が仲良くくらせるまち」の実現を目指した事業を実施する。	適時
		17	サケやサクラマス等の放流体験学習会の開催	卵から稚魚までの育成観察や、放流などの体験を通じて、川を守り自然を愛する気持ちを醸成する。	2回以上
		18	センター施設管理業務		通年
	他受託事業	1	廃棄物分別およびごみ減量化・資源化市民啓発事業		通年
		2	実の生る公園植樹祭事業		通年
		3	ダンボールコンポスト普及啓発事業		通年
		4	生ごみ分解処理容器		通年
③ 不用品・古物等のリユース推進に関する事業					適時
④ 再生可能エネルギーを利用した発電事業					通年

議案第 5 号

令和 2 年度(2020)　特定非営利活動に係る
事業会計活動計算書(予算)（案）

特定非営利活動法人エコプラザさばえ　定款第 23 条(4)の規定により、令和 2 年度(2020)特定非営利活動に係る事業会計活動計算(予算)の、承認を求める。

令和 2 年 5 月 24 日

特定非営利活動法人エコプラザさばえ
理事長　　岸　本　直　樹

令和２年度(2020)　活 動 計 算 書（予算）

［税込］（単位：円）

特定非営利活動法人エコプラザさばえ　　自 令和2年4月1日　至 令和3年3月31日

【経常収益】			
【受取会費】			
正会員受取会費	86,400		
賛助会員受取会費	15,600		
受取入会金	900	102,900	
【受取寄付金】			
受取寄付金		800,000	
【受取助成金等】			
補助金収益		0	
【事業収益】			
指定管理料	25,146,000		
委託費	3,322,500		
その他事業収益	50,000	28,518,500	
【その他収益】			
受取　利息	100		
雑　収　益	101,500	101,600	
経常収益　計			29,523,000
【経常費用】			
【事業費】			
（人件費）			
給料　手当	10,772,000		
賃金	1,030,000		
通　勤　費	123,000		
福利厚生費	2,335,000		
人件費計	14,260,000		
（その他経費）			
業務委託費	2,900,000		
諸謝金	350,000		
印刷製本費	1,283,000		
食糧費	30,000		
旅費交通費	1,200,000		
通信運搬費	420,000		
燃料費	220,000		
消耗品費	2,600,000		
修繕費	250,000		
水道光熱費	1,200,000		
地代家賃	15,000		
賃借料	400,000		
広告宣伝費	50,000		
新聞図書費	90,000		
保険料	450,000		
諸会費	50,000		
租税公課	1,200,000		
研修費	30,000		
支払手数料	200,000		
雑　費	310,000		
備品購入費	50,000		
その他経費計	13,298,000		
事業費　計		27,558,000	

令和２年度(2020)　活 動 計 算 書（予算）

［税込］（単位：円）

特定非営利活動法人エコプラザさばえ　　自 令和2年4月1日　至 令和3年3月31日

【管理費】			
（人件費）			
賃　　金（管）	950,000		
役員　報酬（管）	600,000		
人件費計	1,550,000		
（その他経費）			
印刷製本費（管）	70,000		
旅費交通費（管）	10,000		
通信運搬費（管）	20,000		
消耗品　費（管）	80,000		
修　繕　費（管）	100,000		
賃　借　料（管）	50,000		
広告宣伝費（管）	10,000		
諸　会　費（管）	5,000		
租税公課(管)	60,000		
支払手数料（管）	5,000		
雑　費（管）	5,000		
その他経費計	415,000		
管理費　計		1,965,000	
経常費用　計			29,523,000
当期経常増減額			
【経常外収益】			
経常外収益　計			0
【経常外費用】			
経常外費用　計			0
税引前当期正味財産増減額			0
法人税、住民税及び事業税			
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			2,910,932
次期繰越正味財産額			2,910,932

令和元年度(2019) 特定非営利活動法人エコプラザさばえ 通常総会　議事録

１、召集年月日　　令和元年(2019)5 月 26 日（日）11：00～

２、開催場所　　鯖江市中野町第 73 号 11 番地　鯖江市環境教育支援センター１F 会議室

３、正会員総数　　72 名

４、出席した正会員数　　53 名

内　訳　　本人出席　20 名

委任状出席　33 名

５、資料の確認

６、議長の選出

慣例に基づき井上理事長が議長に選任された。続いて議長より挨拶の後議案の審議に入った。

７、議事の経過の要領及び議案別決議の結果

（１）議長が議事をまとめるにあたり、議事録署名人および議事録作成人を下記のように指定した。　　議事録作成人　事務局

議事録署名人　清水堅

日野岡金治

（２）事務局が、定款所定数を満たしたので本日の通常総会は、有効に成立した旨を告げた。

（３）議長が、前回議事録の承認について下記のとおり述べた。

①意義のある場合は、本会開催中に議長に申し出るものとする。

②意義なき場合は承認されたと判断する。

（４）審議事項

議案第１号　平成 30 年度　事業報告（案）

畑中事務局長が、以下の資料を一読した。

① 平成 30 年度　事業報告（案）（平成 30 年度 通常総会 資料（以下総会資料）Ｐ2）

② 平成 30 年度（特）エコプラザさばえ 実施事業 一覧　（同　上　Ｐ3）

③ 平成 30 年度（特）エコプラザさばえ 会議等 一覧　（同　上　Ｐ4）

議案第２号　平成 30 年度 特定非営利活動に係る事業会計活動計算書(決算)(案)

畑中事務局長が、以下の資料を一読した。

① 平成 30 年度 特定非営利活動に係る事業会計活動計算書(決算)(案)（同上 Ｐ5～8）

② 平成 30 年度 特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表　（同　上　Ｐ9）

③ 平成 30 年度 特定非営利活動に係る事業会計財産目録　（同　上　Ｐ9）

＜監査報告（議案第１号・第２号）＞

林監事が、監査報告書（総会資料　P10）に基づき報告した。

続いて質疑応答が行われたのち、議長が議案第１号、議案第２号について諮ったところ、満場一致をもって異議なく可決決定した。

※質疑応答概要

議案第３号　令和元年度（2019）　事業計画（案）
畑中事務局長が、以下の資料を一読した。
　　①　令和元年度（2019）　事業計画（案）　　（同　上　　Ｐ11）
井上理事長が、以下の資料を一読した。
　　①　令和元年度（2019）　活動方針　　（同　上Ｐ12～14）
畑中事務局長が、以下の資料を一読した。
　　①　令和元年度（2019）（特）エコプラザさばえ 事業計画　　（同　上　　Ｐ15）

議案第４号　令和元年度（2019）特定非営利活動に係る事業会計活動計算書（予算）（案）
畑中事務局長が、以下の資料を一読した。
　　①　令和元年度（2019）特定非営利活動に係る事業会計活動計算書(予算)(案)(同上Ｐ16～18)

続いて質疑応答が行われたのち、議長が、議案第３号、議案第４号について諮ったところ、満場一致をもって異議なく可決決定した。

※質疑応答概要
川本：P12 事業方針の若手会員の開発のために事業計画をされているのか
畑中：事業計画ではないが他団体支援を行っている。そこから担い手がいるといいなと考えています。
井上：キッズエコラボでは卒業して中学になってスタッフとして活動している。

議案第５号　理事解任の件
議長が、議案第５号　佐飛理事解任について諮ったところ、満場一致をもって異議なく可決決定した。

議案第６号　その他
特記事項なし
議長が前回議事録について諮ったところ、全員異議なく承認された

以上をもって通常総会の議案全部の審議を終了したので、議長は閉会を宣し午後 12 時散会した。
上記の議決を明確にするため、議長及び議事録署名人において次に記名押印する。

令和元年(2019)5 月 27 日
特定非営利活動法人エコプラザさばえ

議　長　井上哲夫　㊞
署名人　日野岡金治　㊞
署名人　[illegible]　㊞

特定非営利活動法人

エコプラザさばえ定款

1章　総　則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人エコプラザさばえという。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を福井県鯖江市中野町第 73 号 11 番地に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、市民ならびに市民団体・企業・行政・教育機関に対して、環境情報の収集・編集・発信、環境教育に関する事業を行い、循環型社会の構築に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という）別表の次の種類の特定非営利活動を行う。

(1)　社会教育の推進を図る活動
(2)　まちづくりの推進を図る活動
(3)　環境の保全を図る活動
(4)　子どもの健全育成を図る活動
(5)　前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

（事業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)　特定非営利活動に係る事業
①環境に関する普及・啓発事業
②環境に関する受託事業
③不用品・古物等のリユース推進に関する事業
④再生可能エネルギーを利用した発電事業

第３章　会　員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の３種とし、正会員をもって法上の社員とする。

(1)　正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
(2)　賛助会員　この法人の事業を賛助するため入会した個人または団体
(3)　特別会員・名誉会員　この法人に功労のあった者、または学識経験者で理事会に於いて特別会員または名誉会員として推薦された個人または団体

（入会）

第７条　正会員の入会については、特に条件を定めない。

２　正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むのものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)　退会届の提出をしたとき。
(2)　本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
(3)　継続して１年以上会費を滞納したとき。
(4)　除名されたとき。

（退会）

第 10 条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第 11 条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　この定款等に違反したとき。
(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第 12 条　既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第４章　役員及び職員

（種別及び定数）

第 13 条　この法人に次の役員を置く。

(1)　理　事　14 名以上 20 名以下
(2)　監　事　１名以上２名以下

２　理事のうち、1 名を理事長、3 名以内を副理事長、１名を専務理事とする。

（選任等）

第 14 条　理事及び監事は、総会において選任する。

２　理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第 15 条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２　理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

３　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

４　専務理事は、理事長・副理事長を補佐し、この法人の常務を統括する。

５　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

６　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。
(2)　この法人の財産の状況を監査すること。
(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第 16 条　役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

３　補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

４　役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第 17 条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第 18 条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第 19 条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）

第 20 条　この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

２　事務局には、事務局長その他の職員を置く。

３　事務局長および職員は、理事長が任免する。

第５章　総　会

（種別）

第 21 条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）

第 22 条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第 23 条　総会は、以下の事項について議決する。

(1)　定款の変更
(2)　解散
(3)　合併
(4)　事業計画及び収支予算並びにその変更
(5)　事業報告及び収支決算
(6)　役員の選任又及び解任、職務及び報酬
(7)　入会金及び会費の額
(8)　借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(9)　事務局の組織及び運営
(10)　その他運営に関する重要事項

（開催）

第 24 条　通常総会は、毎年１回開催する。

２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2)　正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3)　第 15 条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第 25 条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 26 条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第 27 条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第 28 条　総会における議決事項は、第２５条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第 29 条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した正会員は、前２条及

び次条第１項および第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。
（議事録）
第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第６章　理事会

（構成）
第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。
（権能）
第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1)　総会に付議すべき事項
(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項
(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
（開催）
第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　理事長が必要と認めたとき。
(2)　理事総数の２分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3)　第１５条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
（招集）
第 34 条 理事会は、理事長が招集する。
２　理事長は、第 33 条第１項第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。
（議長）
第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
（議決）
第 36 条 理事会における議決事項は、第３４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（表決権等）
第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
３　前項の規定により表決した理事は、第３８条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
（議事録）
第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第７章　資産及び会計

（資産の構成）
第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1)　設立当初の財産目録に記載された資産
(2)　入会金及び会費
(3)　寄付金品
(4)　財産から生じる収入
(5)　事業に伴う収入
(6)　その他の収入
（資産の区分）
第 40 条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。
（資産の管理）
第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。
（会計の原則）
第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。
（会計の区分）
第 43 条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。
（事業計画及び予算）
第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。
（暫定予算）
第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
（予備費の設定及び使用）
第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。
（予算の追加及び更正）
第 47 条 議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。
（事業報告及び決算）
第 48 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。
（事業年度）
第 49 条 この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月 31 日に終わる。
（臨機の措置）
第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第３項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。
(1)　主たる事務所および従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの。）
(2)　資産に関する事項
(3)　公告の方法
（解散）
第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1)　総会の決議
(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3)　正会員の欠亡
(4)　合併
(5)　破産手続開始の決定
(6)　所轄庁による設立の認証の取消し
２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。
３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
（残余財産の帰属）
第 53 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第３項に掲げる者のうち、鯖江市に譲渡するものとする。
（合併）
第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）
第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府ＮＰＯ法人ポータルサイトに掲載して行う。

第 10 章　雑　則

（細則）
第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則
１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。
２　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	井上　哲夫
副理事長	辻子　裕二
副理事長	林　暁
理事	清水　孝次
同	谷田　千津枝
同	鈴木　早苗
同	佐飛　康央
同	坪田　時男
同	矢部　善昭
同	小嶋　惠子
同	木村　直紀
同	白井　純子
監事	八田　登師男
同	上坂　崇重

３　この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第１項の規定にかかわらず、成立の日から平成 16 年５月 31 日までとする。
４　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
５　この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 16 年３月 31 日までとする。
６　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
会　費　一口 100 円／月

附　則
この定款は、平成 28 年８月 12 日から施行とする。

附　則
この定款は、平成 29 年 12 月 21 日から施行とする。

上記は定款に相違ありません

特定非営利活動法人エコプラザさばえ
理事長　岸　本　直　樹

Memo